

7. 交付申請書(様式第1号)の記入例

A(表面)

R6年度から、交付対象作物等の確認欄をなくしました。

【交付申請者欄】

氏名、住所、電話番号、生年月日など所定事項を記入し、印字されている内容を確認してください。

訂正される場合は二重線で削除し、周囲の見やすい部分に訂正後の内容を記入してください。

* 訂正印及び申請者の押印は不要です。

* 携帯電話をお持ちの方は、電話番号欄にその番号の記入をお願いします。(任意)

* 生年月日は、電話でお問い合わせをいただく際に、本人確認のため使用しますので、必ず記入してください。

法人・組織においては、代表者の生年月日を記入してください。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 6 年 産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

【ゲタ対策】

麦・大豆・そば・なたねを播種前契約等に基づき作付し、出荷販売される認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方が対象です。
* 面積払を申請しない方のみ右端の「面積払の申請はしない」に○印を付けてください。

【水田活用の直接支払交付金】

水田で主食用米以外の対象作物を作付けし、出荷・販売される方が対象です。

【畑作物産地形成促進事業】

実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

【環境との調和】

別記様式「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート確認事項」をご確認の上、確認事項にチェックを入れてください。

【②交付申請内容】

申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に○印を付けてください。

【ナラシ対策】

農産物検査を受検するなど一定の品質等を確認した米・麦・大豆の出荷販売をされる認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方が対象です。

【コメ新市場開拓等促進事業】

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

【畑地化促進事業】

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に一定期間継続的支援を行います。

① 交付申請者欄	フリガナ	令和6年 月 日											
	氏名又は法人・組織名	生年月日											
	フリガナ	年 月 日											
	代表者氏名(法人・組織のみ)	電話 番 号											
	(〒 -)	法人 番 号											
	住所	※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)											

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。

② 交付申請内容(令和6年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。 ※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面にも記載欄があります。				
交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請			収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
	面積払の申請は			
令和6年産の申請	する	しない	しない	する
(参考)前年産の申請状況				

水田活用直接支払交付金に係る事業			
事業名	水田活用の直接支払交付金		コメ新市場開拓等促進事業の申請
令和6年産の申請	する	しない	する
(参考)前年産の申請状況			

事業名	畑作物産地形成促進事業の申請		畑地化促進事業の申請
令和6年産の申請	する	しない	する
(参考)前年産の申請状況			

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (ゲタ・ナラシ・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)	
☐	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。
※別紙としてお配りした別記様式の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート確認事項」をご確認の上チェック欄に✓してください。	

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)			
登録済の振込口座			「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし	新規	変更あり	同意する
交付申請者管理コード			
			【地域協議会等】
			【地方農政局等】

【登録済の振込口座】

交付金の振込口座を新規登録する方は「新規」に、変更する方は「変更あり」に「○」印をつけ、「口座届出書」等を併せて提出してください。

【個人情報の取扱い】

訂正手続きや書類の提出が軽減されますので、「個人情報の取扱い」をお読みのうえ、同意をお願いします。

7. 交付申請書(様式第1号)の記入例(つづき)

B(裏面)

ゲタ・ナラシを申請される認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方へ

ナラシ対策を申請される方は⑤⑥⑦⑨、ゲタ対策を申請される方は⑤⑧⑨を記入してください。

⑤

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)※該当するものに○を記入してください。

【個人又は法人が記載】				【集落営農が記載】	
収入保険の加入状況		加入している		収入保険に加入している構成員の有無 （「有」の場合、当該構成員の人数）	有（ 人）
		加入していない			無
・営農開始 ・法人設立 からの期間	2年以上	前年の税務申告の状況	青色申告	前年の税務申告の状況 （組織としての状況を記載）	各構成員が申告 （組織として申告なし） 青色申告 白色申告
	2年未満		白色申告		

※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年度のナラシの申請はできません。
※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。
※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

積立金の納付期限は

令和6年8月31日まで【必着】です。

【⑤収入保険の加入状況等】

個人の方と法人は左半分へ、集落営農の方は右半分に記入してください。

【⑥積立て申出】ナラシ

ナラシを申請される方は、本年に生産を予定している米・小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆について、その生産予定面積を記入してください。面積は㎡単位(100㎡単位でも可)で記入してください。

【地域等区分】記入不要です。

【⑦積立コースの意向】ナラシ

積立予定のコースにチェックしてください。

【⑧ゲタ対策数量払の単価選択】ゲタ

「免税事業者向け単価」を申請する方は、2年前の確定申告書等をご提出ください。

⑥

⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

令和6年度収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

⑦

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

☐ 10% ☐ 20% の減収に対応した積立金を納付予定。

⑧

⑧ ゲタ対策数量払の単価選択(ゲタ申請者が記載)

令和6年6月末時点の状況を基に、申請する単価にレ印を記入してください。
免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

☐ 免税事業者向け単価 ☐ 課税事業者向け単価(免税事業者向け単価以外)

⑨

⑨ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

☐ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

【地域協議会等】

【地方農政局等】

8. 交付申請書に添付して提出する書類

(1) 交付対象者であることが確認できる書類

○「ゲタ対策」「ナラシ対策」申請者は以下の書類が必要です。

- ・認定農業者 農業経営改善計画認定書(写)
- ・認定新規就農者 青年等就農計画認定書(写)
- ・特定農業法人・特定農業団体 特定農用地利用規程認定書(写)及び当該特定農用地利用規程(写)
- ・集落営農 規約(写)、構成員名簿(写)、共同販売経理を確認できる書類(通帳(写)等)、総会資料(決算書類等)(写)

* 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます。

* 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化する等の場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

(2) 出荷・販売契約数量等報告書及び契約書等(令和4年度から)

○「ナラシ対策」に加入される方で、米を生産予定の農業者は、加入申請時(生産年の6月30日まで、令和6年度は7月1日まで)に「出荷・販売契約数量等報告書」を提出してください。JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する場合は、契約数量を確認できる資料(出荷契約書、販売契約書等の写し)も併せて提出してください。

(3) その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

○ 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及びブロックローテーション等、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」(様式第3号)を提出してください

10(ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。)